

荒廃農地調査の実施について

平成 2 7 年 1 0 月

農林水産省

— 目 次 —

1. 荒廃農地調査とは	1
2. 荒廃農地調査の流れ	2
3. 荒廃農地の区分	3
4. 【参考】改正農地法に基づく遊休農地に関する措置の概要	5
5. 【参考】遊休農地解消に向けた事務手続	6
6. 農地法の遊休農地措置	7
7. 農地・非農地の判断手続きフロー	8

荒廃農地の発生・解消状況に関する調査(荒廃農地調査)

趣旨

荒廃農地調査は、優良農地の確保と担い手への農地集積・集約化に係る取組の一環として、

- ① 荒廃農地の荒廃状況や解消状況等の情報を把握する現地調査の実施
 - ② 把握した荒廃農地についての区分の判断
- を行い、荒廃農地の再生利用に向けた施策を推進するもの。

調査対象

調査対象

現況が荒廃農地となっている農地

調査対象外

- ・ 農作物の共済加入農地
- ・ 調整水田等の不作付地^{※1}
- ・ 土地改良通年施行対象農地

農地基本台帳上、既に森林・原野化している土地に区分されているもの^{※2}

採草放牧地

※1 ただし、営農再開に一定以上の労力と費用をかけて再生作業等を行う必要がある自己保全管理水田等で、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用する水田は調査の対象とする。

※2 「市町村及び農業委員会における耕作放棄地面積の管理について」(平成18年1月6日付け17農振第1477号経営局構造改善課長・農村振興局企画部地域計画官連名通知)に基づき、農地基本台帳に「×」印等が記された記録があるもの

実施時期等

◆ 調査時期

毎年1月1日～12月31日までの間に実施

◆ 調査の実施主体

市町村及び農業委員会

◆ 調査の応援

土地改良区、農業協同組合、農業共済組合 等

◆ 情報提供等の協力

農林水産省・都道府県 (全国農業会議所及び都道府県農業会議と連携)

荒廃農地調査の流れ

① 現地調査の実施

農地法第30条第1項に規定する「利用状況調査」と併せて実施。

- ◆ 調査対象農地の位置が分かる地図
前年の荒廃農地調査で作成した図面
市販の住宅地図 等
 - ◆ 現地確認時に農地の地番が分かる図面
市町村所有の農地情報図、国土調査地積図
ほ場整備後の確定測量図、水土里情報図
市販の住宅地図、公図 等
- [◆鉛筆・マーカー（黄・赤） ※マーカーの色は任意
◆荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領・本手引き]

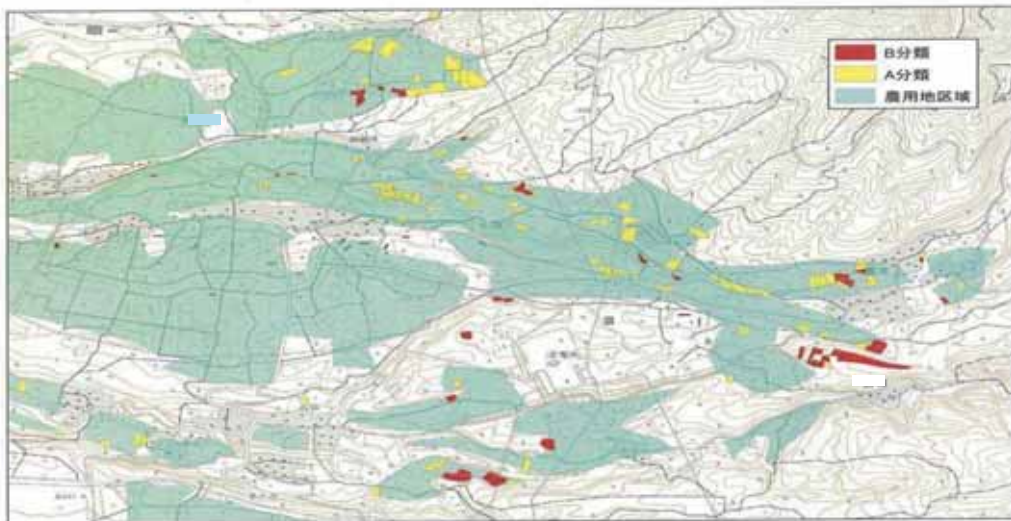
② 荒廃農地の区分の判断

現地調査により把握された荒廃農地について、荒廃状況に応じて一筆ごとに以下の区分により判断。

- ◆ **A分類（再生利用が可能な荒廃農地）**
抜根、整地、区画整理。客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる荒廃農地（農地法第32条第1項第1号に該当する農地）
- ◆ **B分類（再生利用が困難と見込まれる荒廃農地）**
森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当する荒廃農地

③ 地図への区分の記載

調査図面等に把握した荒廃農地一筆ごとの区分を記載。



④ 調査結果の取りまとめ

- ① 当該年における区分の結果を「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査表」に整理※。

※ 後に経過が分かるようにするため、荒廃農地が解消された農地を「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査表」から削除しないようにする。



- ② 当該年における荒廃農地の解消実績を確認し、同調査表に整理。



- ③ 整理した同調査表を基に様式2～様式7の各種集計表を作成。

荒廃農地の区分

荒廃農地調査では荒廃農地の状況に応じて一筆ごとに区分を行うが、その考え方は以下のとおり。

○ A分類（再生利用が可能な荒廃農地）

抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる荒廃農地（農地法第32条第1項第1号に該当する農地）

具体的な考え方

【荒廃農地の再生作業で使われる農業用機械の例】



【抜根】



【整地】



【区画整理】

【集団的にまとまりのある農地の中に存在する荒廃農地】



←集団的なまとまりのある農地の中に存在する荒廃農地は、特にその再生利用を図ることが必要。

木本性植物が繁茂

笹等の根の広がる植物が繁茂

○ B分類（再生利用が困難と見込まれる荒廃農地）

森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当する荒廃農地

具体的な考え方

非農地とは、農業委員会が「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。)第4の(3)の規定に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断した土地。

◆ 具体例

- ① 土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの
(例) 森林化や原野化(表土が流出し岩石が露出している等)による農地の荒廃化が著しく、開墾に匹敵するような条件整備※を行わなければ、対象地を農地として利用できない場合

※「開墾に匹敵するような条件整備」とは、伐採、抜根、切盛土、整地、耕盤造成(田)、畦築立(田)、客土、土壌改良等を総合的に実施する必要がある場合。
(整備の内容が伐採や抜根のみの場合は該当しません。)

- ② ①以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるもの

(例) 周囲の土地(山林等)からの直接的な影響(雑木の根、種子、土砂、水等の浸入等の自然的障害、日照等の気象的な障害等の悪影響)により、農地としての維持や継続的利用が困難な場合

注) 上記①②には、

- ・ 集団的なまとまりのある農地の中に存在する荒廃農地は含まれない。
- ・ 農業的利用を図るための条件整備(基盤整備事業の実施等)が計画されている土地は含まれない。

◆ 注意

非農地(赤)に区分された土地のうち、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存する土地については、市町村は、「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」(平成12年4月1日付け12構改C第261号農林水産省構造改善局長通知)第16の2の(1)の①のウに基づき、農用地区域に残置する土地とそれ以外について区分するとともに、残置するとして理由について整理されたい。



①の例: 原野化し、表土が流出し岩石が露出



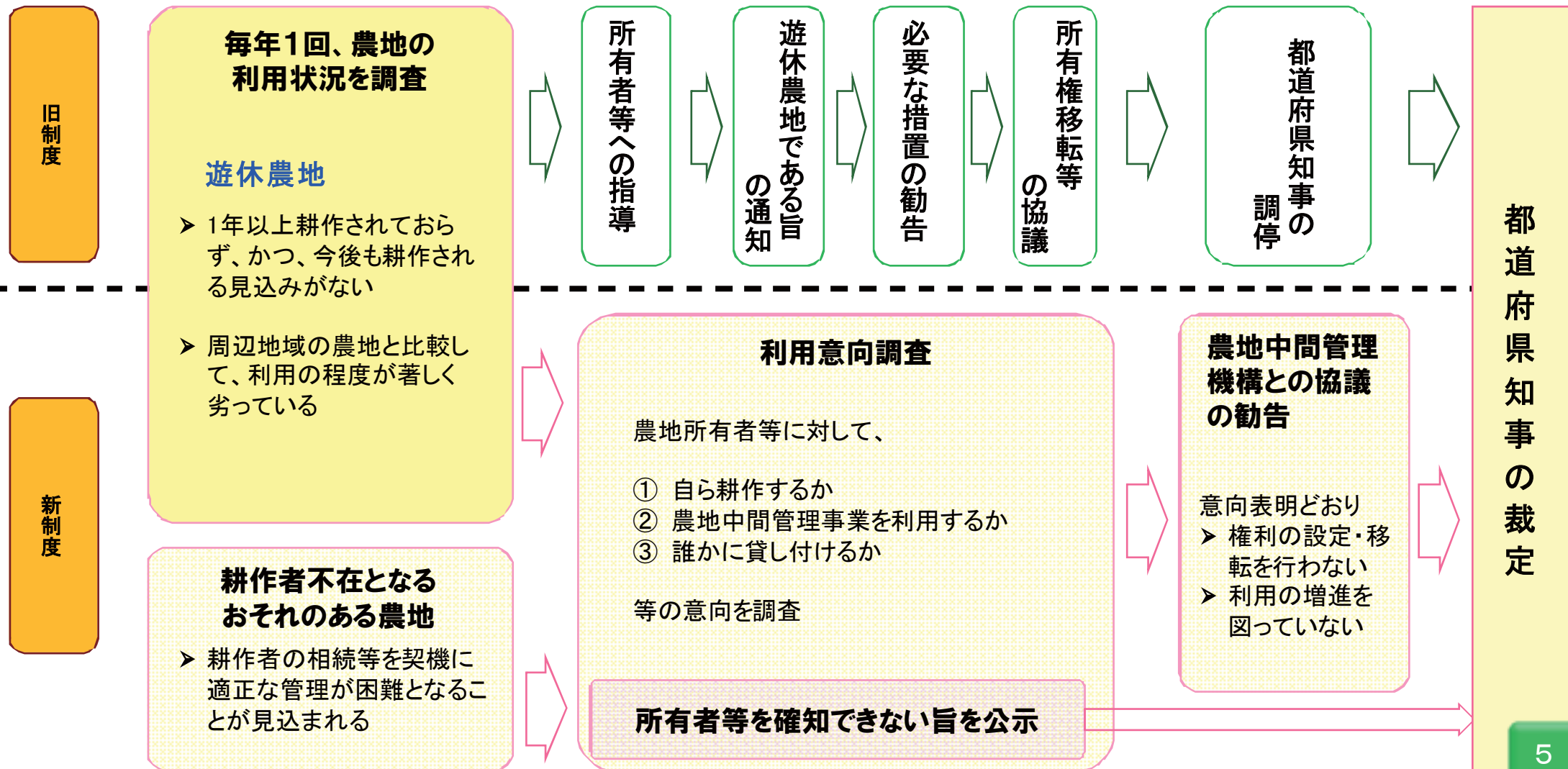
①の例: 耕作を再開するためには、開墾に匹敵する整備を行う必要があるもの



②の例: 周囲の状況から復元しても再び森林原野化するおそれがあるもの

<参考> 改正農地法に基づく遊休農地に関する措置の概要

- 農業委員会が毎年1回、農地の利用状況を調査し、遊休農地の所有者等に対する意向調査を実施。
- 意向どおり取組を行わない場合、農業委員会は、農地中間管理機構との協議を勧告し、最終的に都道府県知事の裁定により、同機構が農地中間管理権を取得できるよう措置。
- 所有者が分からない遊休農地(共有地の場合は過半の持分を有する者が確知することができない場合)については、公示手続で対応。



<参考> 遊休農地解消に向けた事務手続

- 農業委員会と市町村が合同で行う調査により、遊休農地を確認し、「再生可能」と「再生困難」に仕分け。
- 「再生可能」な遊休農地は、農地中間管理機構が確実に借受け。
- 農地として「再生困難」な土地は、農業委員会が速やかに「非農地判断」。

「再生可能」と「再生困難」の仕分け

- 「利用状況調査(農業委員会)」と「荒廃農地調査(市町村)」を合同で実施し、遊休農地を確認
農地台帳に掲載のすべての農地が調査対象(進入路の荒廃等により立入が困難な場合は調査不要)
- 市町村(機構の委託先、農業振興地域整備計画の策定主体)と農業委員会が協議して仕分け、認識を共有
- 地域(集落)の話し合いを促進し、地域関係者の意向を反映
地域に対して、機構集積協力金等の関連予算の説明とあわせて、「人・農地プラン」の作成・見直しを推進

「再生可能」

- ・ 2号遊休農地
荒廃農地には該当しないが、低利用の農地
- ・ 1号遊休農地
再生利用を目指す荒廃農地

「再生困難」

農地として再生を目指さない土地
(草刈りや農業機械による耕起で作付けできる土地は該当しない)

1. 農業委員会が利用意向調査を実施し、機構への貸付を誘導
2. 農業振興地域では、機構が確実に借受け
(借受希望者の募集に応じる者がいない区域は、この限りでない)
 - ・ 参入企業の積極誘致等による借受希望者の発掘
 - ・ 研修農場等としての活用の検討
3. 所有者または集落の共同活動による保全管理
受け手が見つかるまでの間、可能な限り、機構の事業費(賃料・管理保全経費)を使わず滞留扱いとならない方法(日本型直接支払制度の活用等)を検討

1. 農業委員会総会の議決による速やかな非農地判断
 - ・ 農地台帳の整理
 - ・ 所有者に対して非農地通知
 - ・ 法務局・市町村・都道府県に対して非農地通知一覧の送付
 - ・ 農地としての維持を主張する所有者等に対しては、利用意向調査を実施(最終的に、機構の借受拒否をもって非農地判断)
2. 「農地以外の利用」の促進
里山、畜産、6次化施設、再エネ施設など地域農業の振興に繋がる利用を優先検討

農地法の遊休農地措置(新制度)

農地を耕作していた者が不在となった場合等

利用状況調査<農業委員会>

(過半の持分を有する者が判明している場合)

(過半の持分を有する者が不明である場合)

農業委員会による利用意向調査(32条・33条)
<農業委員会→農地所有者及び使用収益権者>

- 利用意向調査の内容
- ・ 遊休農地である旨
 - ・ ①自ら耕作する、自ら賃貸借・売却する相手先を探す
 - ・ ②農地中間管理機構に貸し付ける
 - ・ ③特段の対応を行わない

- ①の意思表示後、6月間は実行状況の確認期間。6月後、正当な理由なく当該意思を実現するために執るべき措置を講じていないときは、協議の勧告に移行。
②については、農地中間管理機構等は、契約の申入れを行う。
③については、協議の勧告に移行。

農地中間管理機構との協議の勧告(36条)
<農業委員会 → 使用収益権者>

- 2ヶ月 勧告の内容
- ・ 農地中間管理権の取得について農地中間管理機構と協議を行うこと (協議が調わない場合等)

農地中間管理権の設定に関する裁定申請(37条)
<農地中間管理機構 → 都道府県知事>

【使用収益権者が意見書を提出する機会の付与】

農地中間管理権の設定に関する裁定の通知・公告(40条)
<都道府県知事→農地中間管理機構及び使用収益権者>

【裁定の効果】
農地中間管理権の設定に関する契約が締結されたものとみなす。

遊休農地である旨の公示(32条3項)
<農業委員会>

権利者を確認できない旨の通知(43条1項)
<農業委員会 → 農地中間管理機構>

遊休農地を利用する権利の設定に関する裁定申請(43条1項)
<農地中間管理機構 → 都道府県知事>

【判明している権利者が意見書を提出する機会の付与】

遊休農地を利用する権利の設定に関する裁定の通知・公告(43条3項)
<都道府県知事 → 農地中間管理機構>

【公告の効果】
当該公告の定めるところにより、遊休農地を利用する権利を取得する。

6ヶ月

4ヶ月以内

2週間

農地・非農地の判断手続フロー

